同　城内　実　賃上げ環境整備に関する施策を総合的に推進するため企画立案及び行政各部の所管する事務の調整を担当させる
同　城内　実　日本経済の力強い成長の実現に向けた施策を総合的に推進するため企画立案及び行政各部の所管する事務の調整を担当させる
内閣府特命担当大臣　赤間　二郎（あかま二郎）　防災を担当させる
同　黄川田仁志　沖縄及び北方対策を担当させる
同　片山さつき　金融を担当させる
同　黄川田仁志　消費者及び食品安全を担当させる
同　黄川田仁志　こども政策　少子化対策　若者活躍　男女共同参画を担当させる
同　城内　実　経済財政政策を担当させる
同　城内　実　規制改革を担当させる
同　黄川田仁志　地方創生を担当させる
同　小野田紀美　クールジャパン戦略を担当させる
同　小野田紀美　知的財産戦略を担当させる
同　小野田紀美　科学技術政策を担当させる
同　赤澤　亮正　原子力損害賠償・廃炉等支援機構を担当させる
同　小野田紀美　宇宙政策を担当させる
同　小野田紀美　人工知能戦略を担当させる
同　石原　宏高　原子力防災を担当させる
同　赤間　二郎（あかま二郎）　海洋政策を担当させる
同　小野田紀美　経済安全保障を担当させる
同　松本　尚　サイバー安全保障を担当させる
同　黄川田仁志　共生・共助を担当させる
同　黄川田仁志　アイヌ施策を担当させる
国務大臣　木原　稔　内閣法第九条の規定により臨時に内閣総理大臣の職務を行う第一順位の国務大臣に指定する
同　茂木　敏充　内閣法第九条の規定により臨時に内閣総理大臣の職務を行う第二順位の国務大臣に指定する
同　林　芳正　内閣法第九条の規定により臨時に内閣総理大臣の職務を行う第三順位の国務大臣に指定する
同　金子　恭之　内閣法第九条の規定により臨時に内閣総理大臣の職務を行う第四順位の国務大臣に指定する
同　赤澤　亮正　内閣法第九条の規定により臨時に内閣総理大臣の職務を行う第五順位の国務大臣に指定する
なお、右記の者のいずれかに事故のあるとき又は欠けたときは、それ以外の者の中で最も先順位の者が、臨時に内閣総理大臣の職務を行うこととする。
尾崎　正直　佐藤　啓　露木　康浩　内閣官房副長官に任命する（各通）
岩尾　信行　内閣法制局長官に任命する
増田　和夫　内閣危機管理監に任命する
市川　恵一　国家安全保障局長に任命する
阪田　渉　河邉　賢裕　田中　利則　内閣官房副長官補に任命する（各通）
寺田　麻紀（小林　麻紀）　内閣広報官に任命する
原　和也　内閣情報官に任命する
飯田　陽一　内閣サイバー官に任命する
黄川田仁志　内閣総理大臣補佐官に任命する（各通）
浅沼　尚　デジタル監に任命する
尾上　定正　内閣総理大臣補佐官に任命する（各通）
宇野　善昌（松島みどり）　デジタル監に任命する
井上　貴博　内閣総理大臣補佐官
遠藤　敬　国家安全保障に関する重要政策及び核軍縮・不拡散問題を担当させる
馬場みどり（松島みどり）　内閣総理大臣補佐官
井上　貴博　地域未来戦略を担当させる
遠藤　敬　連立合意政策推進を担当させる
馬場みどり（松島みどり）　外国人政策を担当させる
宇野　善昌　国土強靱化及び復興等の社会資本整備並びに科学技術イノベーション政策その他特命事項を担当させる
田中　利則　内閣官房副長官補
橘　慶一郎　内閣官房組織令第十条の規定の職務を行う内閣官房副長官補に指定する
青木　一彦　内閣官房副長官
佐藤　文俊　同
岩尾　信行　内閣法制局長官
小島　裕史　内閣危機管理監
岡野　正敬　国家安全保障局長
阪田　渉　内閣官房副長官補
河邉　賢裕　同
田中　利則　同
寺田　麻紀（小林　麻紀）　内閣広報官
原　和也　内閣情報官
飯田　陽一　内閣サイバー官
長島　昭久　内閣総理大臣補佐官
森　昌文　同
若宮　健嗣　防衛大臣補佐官
浅沼　尚　デジタル監
願に依り本官を免ずる（各通）（以上十月二十一日）

○内閣総理大臣及び国務大臣退官

本月二十一日内閣総理大臣に高市早苗が任命せられ、第二次石破内閣の内閣総理大臣石破茂及び国務大臣村上誠一郎、同鈴木馨祐、同岩屋毅、同加藤勝信、同阿部俊子（あべ俊子）、同福岡資麿、同小泉進次郎、同武藤容治、同中野洋昌、同浅尾慶一郎、同中谷元、同林芳正、同平将明、同伊藤忠彦、同坂井学、同中根順子（三原じゅん子）、同赤澤亮正、同城内実、同伊東良孝はそれぞれその地位を失った。

○副大臣退官

デジタル庁設置法第九条第六項、復興庁設置法第九条第七項、内閣府設置法第十三条第六項及び国家行政組織法第十六条第六項の規定により本月二十一日デジタル副大臣兼内閣府副大臣穂坂泰、復興副大臣輿水恵一、同鈴木憲和、内閣府副大臣瀬戸隆一、同辻清人、同鳩山二郎、総務副大臣冨樫博之、同阿達雅志、法務副大臣高村正大、外務副大臣藤井比早之、同宮路拓馬、財務副大臣斎藤洋明、同横山信一、文部科学副大臣武部新、同野中厚、厚生労働副大臣仁木博文、同鰐淵洋子、農林水産副大臣笹川博義、同滝波宏文、経済産業副大臣兼内閣府副大臣大串正樹、同古賀友一郎、国土交通副大臣古川康、国土交通副大臣兼内閣府副大臣兼復興副大臣高橋克法、環境副大臣小林史明、環境副大臣兼内閣府副大臣中田宏、防衛副大臣兼内閣府副大臣本田太郎はそれぞれその地位を失った。

○大臣政務官退官

デジタル庁設置法第十条第六項、復興庁設置法第十条第七項、内閣府設置法第十四条第六項及び国家行政組織法第十七条第六項の規定により本月二十一日デジタル大臣政務官兼内閣府大臣政務官岸信千世、内閣府大臣政務官西野太亮、同土肥理緒（友納理緒）、内閣府大臣政務官兼復興大臣政務官今井絵理子、総務大臣政務官川崎秀人（川崎ひでと）、同古川直季、同長谷川英晴、法務大臣政務官神田潤一、外務大臣政務官英利アリフェヤー（英利アルフィヤ）、同松本尚、同佐山晃子（生稲晃子）、財務大臣政務官東国幹、同土田慎、文部科学大臣政務官金城泰邦、文部科学大臣政務官兼復興大臣政務官赤松健、厚生労働大臣政務官安藤高夫（安藤たかお）、同吉田真次、農林水産大臣政務官庄子賢一、同山本佐知子、経済産業大臣政務官兼内閣府大臣政務官加藤明良、経済産業大臣政務官兼内閣府大臣政務官兼復興大臣政務官竹内真二、国土交通大臣政務官高見康裕、同吉井章、国土交通大臣政務官兼内閣府大臣政務官兼復興大臣政務官国定勇人、環境大臣政務官五十嵐清、環境大臣政務官兼内閣府大臣政務官勝目康、防衛大臣政務官金子容三、防衛大臣政務官兼内閣府大臣政務官小林一大はそれぞれその地位を失った。